

五島市監査委員公表第5号

令和元年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和2年3月18日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1 五総第3137号
令和2年3月11日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野口 市太郎

令和元年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について

令和元年10月30日付け1五監第395号による令和元年度定期監査の結果における指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知いたします。

記

1 監査の対象

地域振興部（商工雇用政策課 地域協働課 再生可能エネルギー推進室 観光物産課 スポーツ振興課）
建設水道部（建設課 管理課 水道課）
水道局 消防本部・消防署（分室を含む。）

2 指摘事項等

（1）収入に関する事務について（調定事務）

<指摘事項>

ア 国庫補助金の収入において、補助金交付の請求及び交付額確定の通知の際に調定伝票を起票しているものが見受けられた。国及び県補助金の調定時期は交付決定の通知があったときであるから、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第21条第1項の規定に基づき、適切な調定事務を行われたい。

【講じた措置】

[観光物産課]

既に交付決定の通知があっている本年度の補助金については、監査委員からの指摘後、調定伝票を起票しました。

今後の事務処理において調定伝票の起票漏れを防止するため、決定通知の供

覧と同時に調定伝票の決裁を受ける取り扱いに改善し、全職員に指導を徹底しました。

[スポーツ振興課]

今後の事務処理において調定伝票の起票漏れを防止するため、決定通知の供覧と同時に調定伝票の決裁を受ける取り扱いに改善し、全職員に指導を徹底しました。

[管理課]

年度当初に全職員に指導を徹底し、今年度分の事務処理については、適切に執行しております。

今後の事務処理において調定伝票の起票漏れを防止するため、決定通知の供覧と同時に調定伝票の決裁を受ける取り扱いに改善し、全職員に指導を徹底しました。

[消防本部]

今後の事務処理において調定伝票の起票漏れを防止するため、決定通知の供覧と同時に調定伝票の決裁を受ける取り扱いに改善し、全職員に指導を徹底しました。

イ 福江港ターミナルビルは、長崎県の施設で市が指定管理者となっている。事務所の利用において減免率を2分の1としているが、長崎県福江港ターミナルビル条例（平成16年長崎県条例第79号）第10条に「指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。」と規定されているものの、長崎県福江港ターミナルビル管理規則（平成17年五島市規則第2号）には、減免の要件や減免率の規定がない。したがって、公平かつ公正な市民負担の確保のため、市の管理規則において減免の基準を規定すべきである。

【講じた措置】

[管理課]

減免規定を設ける管理規則の改正案を提出しており、2月開催の例規審査委員会で審議を受け、令和2年4月1日施行とすることになっております。

ウ 福江港大津緑地に設置されている自動販売機の私用電気料について、電気料の基本料金は市が負担すべきであるとの理由で設置者から徴収していない。公有財産の使用に係る光熱水費については、公有財産貸付事務処理手順（平成25年2月7日付け24五財第1176号財政課長通知）に基づき、基本料金についても使用量に応じて按分し徴収すべきである。

【講じた措置】

[管理課]

監査委員から指摘後の令和元年8月分より基本料金についても使用量に

じて按分し徴収するよう改善しました。

エ 危険物取扱所及び危険物貯蔵所の完成検査前検査手数料において、五島市手数料条例（平成 16 年五島市条例第 79 号。以下「手数料条例」という。）別表第 6 に定める手数料の区分を誤って適用し、11,000 円徴収すべきところ 6,000 円徴収していたので、それぞれ不足額 5,000 円を追加徴収すべきである。本件は、調定伝票の内容確認書類として申請書の写し等を添付しているものの、手数料条例別表の区分が分かりにくいことに加え、申請書に手数料条例の根拠規定を明確に記載していなかったことから、複数の職員での確認ができなかったため誤りが生じたものと考えられる。したがって、調定伝票に添付する申請書に手数料条例の根拠規定等を明示すべきである。

【講じた措置】

[消防本部]

請求誤りによる不足額については、申請者にお詫びのうえ追加徴収を行い令和元年 8 月 8 日に収納済みです。

再発防止のため、申請書に算出根拠を明記するとともに手数料条例別表第 6 の該当部分を添付し、複数の職員で確認ができる体制に改善しました。

オ 甲種防火管理者新規講習会において受講者から徴収している教材費については、テキスト代のほか、消耗品等の経費から算出しているが、起案文書に金額の根拠が記載されていないため、公金を徴収する上での金額決定において客観性や妥当性の適切な判断ができないものとなっている。したがって、起案文書に教材費の算出根拠等を明示して決裁を受けるべきである。

【講じた措置】

[消防本部]

指摘のとおり積算根拠を起案文書に明記し決裁を受けるよう事務処理を改善し、全職員に指導しました。決裁に当たっては、決裁者が十分精査することとします。

(2) 支出に関する事務について（謝礼金）

<指摘事項>

気管挿管認定救急救命士再教育及びドクターヘリとの連携シミュレーション訓練に係る講師謝礼金 9,900 円については、長崎県の支給額を参考にしているが、起案文書に金額の根拠が記載されていない。また、消防出初式表彰状筆耕謝礼金については、1 枚当たり 150 円で依頼しているが、謝礼金の金額の決定に係る起案文書が作成されていない。これらの謝礼金

については、公金を支出する上での金額決定において客観性や妥当性の適切な判断ができないものとなっているので、起案文書に謝礼金の算出根拠等を明示して決裁を受けるべきである。

【講じた措置】

[消防本部]

気管挿管認定救急救命士再教育及び救急隊員研修時の講師への謝礼金については、起案文書に長崎県の支給額に準じて支給する旨明記することとし、参考として県の支給額表を添付し決裁を受けることとしました。

また、消防出初式表彰筆耕謝礼金については、シルバー人材センターの委託基準表を参考にすることを起案文書に明記し、筆耕者と単価契約を締結することにしました。

<意見 見>

謝礼金の支出において、金額の決定に係る起案文書が作成されていないもの、金額の根拠が明らかでないものが見受けられた。謝礼金などの報償費は、一般的に役務の提供などによって受けた利益に対する対価として支出するものであり、特に市場価格があるわけではなく、謝意を表す意味から相手方の請求に基づくものでもないため裁量が働きやすい。しかしながら、公金を支出する上では、金額の多寡についてその妥当性が求められるので、金額の決定においては、他の事例等と比較するなど客観的な算出根拠を明確にされたい。

また、謝礼金として支出しているものの中には、まちづくり協議会の研修等に係る講師謝礼金など、業務内容から判断して、「委託料」での支出が妥当な事例が見受けられた。委託料であれば、見積りや入札、契約書等に相手方選定の方法や業務内容が明確になり、透明性が図られるので、謝礼金として支出することの是非について検証されたい。

【講じた措置】

[地域協働課]

契約相手の選定や業務内容を明確にするため、委託料として契約を締結するよう事務を改善しました。

[消防本部]

金額の妥当性、支出のあり方について検討した結果、指摘事項に係る措置のとおり取り扱うこととしました。

(3) 財産管理に関する事務について（普通財産の貸付事務）

<指摘事項>

ア 五島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 16 年五島市条例第 51 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、法務局跡地を商店街の買い

物客等が利用する駐車場用地として公共的団体に無償で貸し付け、当該土地の一部を市の誘致した企業に使用させていた。しかしながら、当該土地の一部の使用については、同号が規定する「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当せず、同条の規定を適用することはできないので、法令等に基づき、適正な貸付事務を行われたい。

【講じた措置】

[商工雇用政策課]

法務局跡地の公共的団体への無料貸付契約については、平成30年度で契約を終了しておりますが、今後、同様の事案があるときは、法令遵守を徹底し、適切な契約等事務を行ってまいります。

イ 奥町・木場町線代替地において、普通財産の貸付契約を締結していないにもかかわらず、バイク、軽自動車等が駐車されていた。速やかに所有者を特定し撤去させるか、貸付契約を行うべきである。また、市有財産については、随時現況を調査し、五島市有財産管理規則（平成16年五島市規則第49号）に基づき、適正に財産管理すべきである。

【講じた措置】

[建設課]

駐車している軽自動車等の所有者を特定し、市有財産であること及び貸付を希望する場合は、公有財産貸付申出書の提出、契約の締結及び貸付料の納入が必要である旨を説明した上で、市有財産貸付契約を締結しました。

なお、所管する市有財産については、定期的に現地確認を行い適正管理に努めております。

<指導事項>

警察署跡地及び法務局跡地の貸付において、駐車場運営に係る経営状況により無償貸付とするかを判断するため、土地使用貸借契約の貸付条件に決算書の提出を求めている。しかしながら、契約締結の起案文書においては、無償貸付の適用条項のみの記載となっているので、無償貸付とする経営状況の判断理由を記載すべきである。

【講じた措置】

[商工雇用政策課]

毎年度決算書の提出を受け、経営状況により貸付料を無料とする判断をしていたものの、ご指摘のとおり、契約締結の起案文書に判断理由の記載をしていませんでした。次年度以降は、判断理由を起案文書に明記し決裁を受けるよう、事務の改善について、課長から担当職員に指示しました。

法務局跡地については、平成31年度より有償での貸付を行っています。

なお、平成31年度からの警察署跡地の駐車場無人化に伴い、貸付条件を以下のとおりとしております。

(貸付条件)

- 1 貸地料は無償とするが、次年度以降の貸地料は、経営状況を見て決定することとする。
- 2 駐車場の経営により収益が生じた場合は、市の承諾を受け、商店街の活性化に資する事業にのみ使用すること。また、当年度の決算及び事業報告書について、当該年度の翌年度の4月30日までに2部を五島市長に提出すること。また令和2年度以降においては、事業計画書及び収支予算書を公有財産貸付申出書に添付すること。
- 3 維持管理等（施設の補修も含む。）に要する経費は、全て福江商工会議所で負担するものとする。
- 4 公共団体及び公共的団体が主催する行事で当該駐車場を使用する場合は、無料開放とすること。